相続登記が義務化されたなんて、知らなかった！

義務化前に相続した不動産も対象だよ。

令和6年4月1日から「相続登記の義務化」がはじまりました。正当な理由なく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。所有している土地や建物の登記簿をいま一度確認し、未登記であれば相続登記していただくようお願いします。

詳しくは法務省ホームページへ

かならず相続登記

政府広報｜法務省　あしたの暮らしをわかりやすく